

# 令和2年第2回川西町 議会臨時会会議録

令和2年5月25日 月曜日 午前9時30分開議

議長 加藤 俊一 副議長 鈴木 幸廣

## 出席議員（13名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 寒河江 司 君
5番 吉村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊藤 寿郎 君	8番 伊藤 進 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 淀 秀夫 君	13番 鈴木 幸廣 君
14番 加藤 俊一 君	

## 欠席議員（1名）

12番 高橋 輝行 君

## 説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 山口 俊昭 君
教育 長 小野 庄士 君	総務課長 鈴木 浩之 君
未来づくり 課 長 針生 富雄 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
まちづくり 課 長 奥村 正隆 君	住民生活課長 佐藤 紀子 君
福祉介護課長 大滝 治則 君	健康子育て 課 長 金子 征美 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 邦彦 君	会計管理者・ 税務会計課長 後藤 哲雄 君
教育総務課長 淀野 芳広 君	生涯学習課長 安部 博之 君

監査委員 島 貫 憲 明 君

財政主幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和2年5月25日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第37号 財産の取得について

日程第 4 議第38号 財産の取得について

日程第 5 議第36号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

5番吉村 徹君、6番島貫 偕君、ご両名にお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◎議第37号 財産の取得について

○議長 日程第3、議第37号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第37号 財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容につきまして、淀野教育総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 命によりまして、私から議第37号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。

令和2年5月19日川西町契約に関する規則（昭和39年規則第1号）第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町立吉島小学校スクールバスの取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1 取得物件 川西町立吉島小学校スクールバス
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 金758万1,200円
- 4 契約の相手方 山形県東置賜郡川西町大字上小松3458番地1号  
株式会社 富樫モータース  
代表取締役 富樫貞邦

令和2年5月25日付町長名でございます。

お手持ちの資料の仮契約書をご覧くださいというふうに思います。

発注者については、町長でございます。受注者については、先ほど申しました川西町大字上小松3458番地1号、株式会社富樫モータース、代表取締役富樫貞邦でございます。

契約書の内容に、上から3段目から、この契約は、この契約締結後における最初の当町議

会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生すると記載してございます。

物品名につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

数量は1台でございます。

規格は、トヨタコースターLXタイプでございます。

契約金額は、先ほど申しました758万1,200円でございます。

納入期限につきましては、令和2年8月28日付、納入場所については、川西町大字洲島地内でございます。

裏のページをご覧くださいと思います。

大枠のこの車の様子がここに載っておりますが、車は、運転席、あるいは補助椅子を含めて29人乗りとなります。

エンジンの型式はディーゼルトーボ車でございます。

このような車を購入したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

7番伊藤寿郎君。

○7番 7番伊藤です。

ちょっと、2点ほど確認したいことがございます。

1点目につきましては、今回購入のトヨタコースターLXスクールバスなんですけれども、新車なので、問題とかそういった不備はまず当分はないと思いますけれども、今現在、吉島小学校のスクールバスはたしか平成7年式のもので、ようやく更新かということで、1点は、現在の平成7年式の使われていたバスが、まず夏エアコンを使う際にエアコンが使えなかった、冬ヒーターを使う場合にヒーターが使えなかったということで、それぞれ地元の業者さんが対応とかしてくださっているようなんですけれども、整備に関しては、この地元の町内の業者さんじゃなくて、ディーラーさんのほうに持って行くケースが多いということなんですけれども、これ、町内の業者さんで対応できるものかどうか、それを1点まず確認したいと思います。

2点目は、やはり古いバスでありましたので、子供たちがいたずらをして、椅子のスポンジを抜いたりとかしているんですけれども、やはり、万が一事故があった場合とか、そういった防止でクッションが事故の軽減になったりとか防止につながっていると思うので、いたずらするのはしようがないとしても、使用するときには学校側とかスクールバスの業者さんな

んかでは、そういった使用上の注意だったりとか、こういうふうに使っていきましよう的な何か約束というか決まりがあったものかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 まず最初のご質問であります、町内業者で整備等対応可能かというご質問でございましたが、バスのその整備に関しては、通常整備についてはできる限り町内の業者さんに委託をしております。ただ、修理の内容によってはディーラーさんとかほかの業者さんに回すことはありますが、基本的に町内の業者さんで行っておりますので、今後もそのような対応が可能でないかというふうに思っております。

それから、2番目の使用上の注意事項につきましては、まず、乗車の安全性等については、子供たちに指導する場合は学校を通じて乗車の方法等をまず指導いたします。

また、運転手があるときの状況に応じてその都度教えるというようなことをしております。

また、運転手につきましては、教育委員会のほうで、こういったことでという注意事項を説明をしながら安全配慮をするように指導しているところであります。これからもそのような形で子供たちの安全を守っていききたいなというふうに思っております。

○議長 7番伊藤寿郎君。

○7番 エアコンの修理は、この5年ぐらいは地元の業者さんが、よく町から依頼を受けてということで、そういった請負をしているようですけども、なかなかディーラーさんでなくてはできないということでディーラーさんに持って行ったケースが多いことをお聞きしております。

その修理期間、代替車が出なかつたりとか、いつまでも修理ができないままという状況が結構長かったのかなど。子供たち、寒い中バス停で待っている間に、また暖まらないバスで登校しているという話も聞いておりますので、ぜひ、そのディーラーさんじゃなくても町内の業者さんがそういったスキルを上げていただいて、整備できるような体制づくりを今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第38号 財産の取得について

○議長 日程第4、議第38号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第38号 財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容につきまして、淀野教育総務課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、命によりまして、議第38号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。

令和2年5月19日川西町契約に関する規則（昭和39年規則第1号）第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町立川西中学校スクールバスの取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1 取得物件 川西町立川西中学校スクールバス
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 金758万1,200円
- 4 契約の相手方 山形県東置賜郡川西町大字上小松3458番地1号  
株式会社 富樫モーターズ  
代表取締役 富樫貞邦

令和2年5月25日付町長名でございます。

お手元の仮契約書のほうをご覧くださいと思います。

発注者については町長、受注者については、川西町大字上小松3458番地1号、株式会社富樫モータース、代表取締役富樫貞邦でございます。

契約書の本文に、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生すると記載してございます。

物品名については先ほど申し上げましたとおりでございます。

数量については1台、規格についてはトヨタコースターLX、先ほどと同じタイプの車でございます。

契約金額については、758万1,200円となります。

納入期限については、令和2年8月28日、納入場所については、川西町上奥田地内。

このスクールバスは、東沢地区の生徒を送迎するために、納入場所については、そのスクールバスの車庫がある場所を明示しております。

裏のページの仕様等につきましては、先ほどの吉島小学校スクールバスと同じものでありまして、定員は29名となっております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

7番伊藤寿郎君。

○7番 7番です。

同じく、こちらのバスについて、定員についてお聞きしたいと思いますが、川西町立川西中学校の教師の方や保護者からもご相談を受けている件でございますけれども、東沢バスということで、定員もそんなに多くはないのかなと思いますけれども、大塚バスはもう定員を超している話が同僚の一般質問でも出ておりましたけれども、定員は東沢バスは大丈夫なのかどうか確認したいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 東沢の現在の中学校の乗車人数は17名程度になっておりますから、定員内で乗車できるというふうに考えております。

○議長 ほかに。

8番伊藤 進君。

○8番 8番です。



ちょっと、先ほどお聞きすればよかったんですけども、同じ車だということですのでここでお聞きしますが、先ほど整備関係についてあったようなんですけれども、このスクールバスというのは、町の場合、白ナンバーですよ。それをちょっと確認したいです。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 議員ご指摘のとおり、営業車ではございませんので、白ナンバーとなります。

○議長 8番伊藤 進君。

○8番 そうなりますと、白ナンバーと緑ナンバー、自家用と営業用では整備内容が若干期間とか変わると思うんですが、こういうバス関係はどうなっていますか。確認取っていますか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 スクールバスについては、毎年車検を通しながら、その安全性を確認して運行しております。その白ナンバーですが、スクールバスの規定に基づいて整備・点検を行っているところでございます。

○議長 8番伊藤 進君。

○8番 これ、営業になりますと、法定整備ということで、若干車検の間に点検しなければならないというふうな規定があったようです。

スクールバス、自家用車ですから、そこまではないとは思いますが、やっぱり人を乗せて走るということを考えますと、不具合があればすぐ整備をするということがあるんですけども、やっぱり新車だからといって過信しないで、ひとつそういった人を乗せるということとを前提にして整備等も考えていただければというふうに思います。

○議長 ほかに。

13番 鈴木幸廣君。

○13番 13番です。

私からは、ちょっと入札のことでお聞きしたいんですが、指名競争入札ということで、これ何社で入札なされたのが1点と、あと、落札額については、落札率が幾らだったのか教えていただきたい。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 まずは、1点目の入札参加の業者数であります、3社でありました。

あと、2点目の落札の割合でございますが、ちょっと今手元にはございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

以上であります。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第36号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第2号)

○議長 日程第5、議第36号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第2号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第36号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第2号)をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億326万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,279万3,000円とするものでございます。

以下、補正内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、私から内容をご説明申し上げたいと思います。

繰り返しになりますが、議第36号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第2号)でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億326万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ136億8,279万3,000円とするものでございます。

第2項のほうには、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとします。

令和2年5月25日提出、町長名でございます。

本日の資料についてまずご説明を申し上げますが、通常お示しをしております、今回も本件の令和2年度川西町一般会計補正予算（第2号）の概要書、これと併せまして、今回は附属資料というものを準備いたしましたところでございます。ご確認をいただきたいと思っております。

本日提案をいたします補正予算（第2号）は、新型コロナウイルス感染症対策に係る第2弾の補正予算となります。

本補正予算と、さきにご可決をいただきました第1弾としての補正予算（第1号）と併せまして、新型コロナウイルス感染症対策を本町として進めていくこととなります。

事業を進めるに当たりまして、その財源を国からの地方創生臨時交付金、内示を受けた金額を申し上げますと、1億1,151万9,000円を活用してまいりたいと思っております。

したがって、さきにご可決をいただいた1号補正予算と、本日の2号補正予算をトータルに見ていただく必要がございます。

本日提案いたします2号補正では、事業そのものの内容をただいまから説明をいたしますが、同時に1号補正の財源更正も行っていますので、財源的には1号補正と2号補正をトータルに把握していただきたいと思っております。

これまでの全協や議運などでご意見を賜りまして、これから私が申し上げるものを整理いたしますと、町として進める対策の内容、2つ目として、事業推進の裏づけとなる財源の考え方、そして3つ目としまして、財政調整基金の出入りとその残高について一体的に説明・ご提案をいたしますので、あらかじめご理解を賜りたいと思っております。

それでは、附属資料に基づきまして、まず2号補正の内容を申し上げます。

附属資料の4ページをご覧くださいと思います。

令和2年度川西町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

全部で今回ご提案をいたしますのは15の事業となります。

まず1つ目として、第一に、公共施設衛生管理事業。

これは、感染症の予防及び感染症発生時の対応のため、機器等の整備を図るものでございます。

その内容はお読み取りをいただきたいと思っております。

ここに、補正額として376万5,000円を見込むものでございます。

2、電子自治体推進事業。

庁内及び関係機関にパソコン等を配置し、ウェブ会議を実施することで感染を予防するものがございます。

499万4,000円を見込んでおります。

### 3、介護・障がい事業所感染予防対策支援事業。

これは、感染予防対策支援金を給付しまして、介護サービス事業所及び障がい者サービス事業所における感染予防対策を支援するものがございます。

ここに90万円を計上しております。

### 4、子育て世帯応援金事業。

18歳以下の児童等を持つ子育て世帯に対して、児童等1人当たり2万円を給付するものがございます。

特別児童扶養手当受給世帯については、20歳以下となります。

さらに、加算措置として、ひとり親世帯には1万円を加算するものがございます。

これについては、学校給食が学校休業措置などで休校になりました。3月から5月までなっておりましたが、その際の給食費の負担などにも一部充てさせていただくような考え方で、この1人当たりの金額を計上させていただいているところです。

ここに4,471万2,000円の計上でございます。

### 5、町内医療機関応援事業。

町内医療施設における感染予防対策を支援することにより、感染リスクの軽減を図るとともに、医療従事者への感謝とストレス軽減の一助としていただくものございまして、76万3,000円を計上しております。

6番から9番までは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一連の事業等の中で4つのメニューといいますか、事業を組んでおるものがございます。

最初の6番と7番については、既に第1号補正予算の中で事業を進めているものもございしますが、それに追加した予算措置でございます。

1つ目は、川西町持続化交付金でございます。

現在進めている事業は、6月までの減収に対する対策ということでございしますが、それ以降の7月以降の減収についても、追加して対策を講じるものございまして、そこに1,000万円。

2つ目として、飲食店等支援補助でございますが、これも既に進めているものもございしますが、それに加えまして、利用者に対しサービス券を新たに発行し、さらに事業を促進する

ものでございます。これに50万円。

3点目、プレミアム付商品券。

これは新規でございまして、これはプレミアム率50%並びに30%のそれぞれ商品券を発行することにより、町内飲食業の事業の支援を図ってまいりたいというものでございまして、これに2,500万円。

そして商工会緊急対策事業補助としまして、様々な経済支援等の相談、あるいは窓口として応える商工会に対しまして、その窓口機能の強化に向けた補助ということで500万円を計上しているものでございます。

続いて、6ページの10番、放課後児童クラブ運営事業ですが、児童受入自粛要請の協力に対する支援ということで、登録児童数に応じた支援ということで257万円の計上。

11番、学校保健事務経費。

小・中学校放課後児童クラブ等への非接触型体温計の配備でございまして、42万9,000円。

続いて、家庭学習支援機器整備事業。

児童・生徒の家庭学習を支援するための配信機器整備を図って授業の遅れを補う、こういう目的で104万4,000円の計上でございます。

13番、14番は、小学校並びに中学校の給食業務の経費ということで、休校措置に伴う給食関連事業者への支援でございまして、それぞれ302万7,000円、52万9,000円を計上しております。

最後に、放課後子ども教室推進事業でございしますが、先ほども10番のところでは児童クラブのほうを申し上げましたが、子ども教室のほうにも同様に支援を行うということで、3万円を計上しております。

第2号の補正総額は1億326万3,000円という規模になります。

続きまして、財源の更正について申し上げますと、1号補正でご可決をいただいた時点での予算総額と補正予算額とその財源更正をまずご確認をいただくために、3ページをご覧くださいと思います。

3ページ中段に、財源更正及び財源説明とございまして、項目として、第1号補正予算時点でご可決をいただいた時点では、補正額が15億7,253万円の第1号補正額に対しまして、国庫支出金が15億2,799万円、県支出金が1,141万1,000円、その他として肥育素牛償還金の猶予が三角の450万円、それに指定寄附金が100万でありましたので、三角の350万としておりました。併せて一般財源が3,662万9,000円としておりましたが、財源更正でこの一般財源

のうちから3,134万2,000円分を今回の臨時交付金のほうに財源を振り替えさせていただいて、その分を国庫支出金のほうに移させていただいたということになります。

したがって、太枠で囲ってありますが、①第1号補正予算財源更正後はこのような金額、財源内訳になりまして、一般財源は528万7,000円ということでした。

そして、今回の2号補正の中でございますと、資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

7ページに、ご説明を申し上げました②第2号補正予算総額が、補正額が1億326万3,000円。

これの内訳については、国庫支出金として8,104万5,000円、一般財源が2,221万8,000円、国庫支出金の内訳は、その下に記載のとおりでございます。

そして、その下の第1号及び第2号補正予算の総括表をご覧くださいますと、申し上げましたように、①第1号補正予算（財源更正後）がこのような内容でございます。

②第2号補正予算もこのような内容でございますと、その合計としまして、1号2号合わせますと、総額補正額は16億7,579万3,000円となります。

そのうち、国庫支出金は16億4,037万7,000円、県支出金は1,141万1,000円、その他は三角の350万円で、一般財源は1号、2号合わせまして2,750万5,000円ということになります。

続いて、この7ページの最後に文章をおつけしておりますが、ここで申し上げますのは、財政調整基金の金額ということになります。

財政調整基金の繰入金については、第1号補正時の一般財源、そして第2号補正後の一般財源、その差額912万4,000円という金額が減額ということになります。

そうしますと、補正予算（第2号）後の財政調整基金残高は8,059万4,000円ということになります。

以上のことを概要書のほうでご確認をいただきたいと思っております。

もう1枚概要書を準備しておりますが、第2号の補正予算の歳出を性質別に、そして同じく歳入を掲載しておりますと、この内容で区分をしたものでございますが、そして最後の欄外のところがございますが、補正後の財政調整基金残高でございますが、2号補正後の財政調整基金は8,059万4,000円ということになります。

以上です。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回川西町議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時08分)